

イタリア銀行関係法規

【はしがき】

1. イタリア銀行関係法規について

現在のイタリア銀行は、当初から中央銀行として設立されたものではなく、旧都市国家時代の一発券銀行から数次の変革を経て現在の中央銀行に発展したものである。

したがつて、イタリア銀行の創立は、法律的には1893年8月10日付法律第449号に基いているが、これは、当時存在した三発券銀行の一つとしてのイタリア銀行に関するもので、現在の中央銀行としてのイタリア銀行を規定した基本法規は、1936年3月12日付法律第375号「貯蓄保護および信用規制法」(Disposizioni per la difesa del risparmio e per la disciplina della funzione credelizia)である。

しかし、この「貯蓄保護および信用規制法」はその名の示すとおり一般金融法規で、特に中央銀行に関するものではなく、イタリア銀行については、第1章「総則」第3条と第3章「発券銀行」の数条によつて、発券銀行としての組織、業務の大綱を規定するにとどまつている。したがつて、イタリア銀行の業務運営などの詳細については、別個の法規が必要とされるわけであるが、この点に関しては、「貯蓄保護および信用規制法」はすべてイタリア銀行定款に譲る形を探つており、ただこの定款の実施は、政府の承認を必要とするとして定款に法律的性格を与えている。

以上の次第で、イタリア銀行定款は事实上イタリア銀行に関する基礎法規とみなさるべきものであるから、以下定款全文を訳出し、「貯蓄保護および信用規制法」については前記関係条文のみを抄訳することとする。

なお、イタリア銀行定款第5章の「エチオピア帝国、植民地およびその他領土におけるイタリア銀行の機能」の規定は、1942年エチオピア帝国独

立後、1948年に行われた同定款改正の際にも何らの改正は行われず、今日に及んでいる。

2. イタリア銀行の特色

イタリア銀行定款中注目されるものを挙げると次のごとくである。

(1) 出資者総会

出資者は特定の金融機関に限られ(注)、出資者総会は統轄本部(後述)のほか、支店にもあるのが特徴的である。統轄本部出資者総会は、イタリア銀行運営の全般にわたる諸事項を決定し、支店出資者総会は理事の選出を任とする。

(注) 1954年末の出資状況は下表のとおりである

	行数	出資額 百万リラ	出資比率 %	投票権 累計
貯蓄銀行	78	178.0	59.3	469
公法銀行および特別銀行	11	75.5	25.2	195
社会保障金庫	1	15.0	5.0	34
保険会社	10	31.5	10.5	99
・計	100	300.0	100.0	797

(2) 理事会および総裁

理事会は、総裁と支店出資者総会で選出される各支店1名あての理事(任期3年)12名、計13名で構成され、業務上の基本規定の制定、決算上の監査、重要事項の事前承認など、イタリア銀行の運営全般を管掌するが、理事会はまた総裁の任免権をも有しており、したがつて、イタリア銀行総裁は政府の任免によらず、政府は理事会による総裁任免の承認権を有するにすぎない。

総裁は、イタリア銀行を代表し、業務の執行に當る。信用供与に當つて1,200万リラまでのものは一応総裁限りの承認事項であるが、これをこえるものは理事会の決定事項であり、その他一般に重要事項は理事会で決定することと規定され、総

裁は必要のつと、理事会に提案してその決定を求めることがなつてゐる。

理事会は常設機関ではなく、四半期に1回の定期会合のほかは、総裁または3名以上の理事の要求により隨時開催される。

なお理事会の下部機構として理事委員会が設置されている。理事委員会は、理事の互選による4名の委員（任期1年）によつて構成され、月1回定期時に開催されるほか、総裁の要求により隨時開催され、総裁の諮問に応じ、理事会が基本方針を決定した事項ならびに理事会から付託された権限の施行に任じている。

(3) 銀行の構成

総裁、総支配人、副総支配人は理事会によつて任免され（ただし政府の承認を要する）、理事会とともにローマにおいて統轄本部（Amministrazione centrale）を構成する。営業所としては、ローマ以下12の主要都市に支店（sedi）があるほか、支店のない各県庁所在地には事務所（succursali）もしくは出張所（agenzie）が設置されている。統轄本部は営業事務を行はず、したがつて、ローマには統轄本部とともに営業所としてのローマ支店（sede）があり、両者でいわば本店のごときかたちをなしている。

なお、支店長、事務所長（direttore）は総裁によつて任命され、その審議機関として支店には審議会、事務所には評議会が設置される。審議会、評議会は、それぞれ当該地方の経済界の有識者から理事会が任命する7名なし14名の審議員（Reggenti）、4名ないし10名の評議員（Consiglieri）によつて構成される。

(4) 業 務

特に目立つた点のみを挙げると

イ、銀行券の発行

ロ、割引——期日4か月以内の確実な手形の再割引を行う。このため各支店、事務所に割引

委員会を設置し割引手形の審査を行う。

ハ、貸付——法律により定められた手形、有価証券および商品を担保とする貸付を行い、貸付額は常に差入担保価格の85%までとされてゐる。

割引、貸付利率の決定はイタリア銀行総裁の提案により財務大臣が行う。

ニ、国債その他有価証券の割引——期限4か月以内の国債、倉庫証券、およびイタリア銀行貸付担保適格証券の利札の割引に応ずる。

なお、支払準備預金として吸収した資金を国債に運用している。

ホ、手形交換事務——手形交換所の事務をイタリア銀行が行い、交換決済資金の不足する銀行に対しては、翌日決済を要する特別貸付として交換決済じり立替払操作を行つてゐる。

ヘ、対政府信用——臨時政府貸付と特別政府貸付があるが、対政府信用については定款では規定せず、それぞれ別個の法律により規制されている。（注）

（注）現在の特別政府貸付は、1948年5月7日付政令（Decreto）第544号第1条により「イタリア銀行の国庫に対する新規の特別貸付は、貸付金限度を定める特別の立法措置によつて行われるものとする」と定められている。

(5) 経 理

利益金は通常積立金、特別積立金としてそれぞれ利益金の20%以内で理事会が決定する額を積立て、配当金は資本金の10%を最高限度とする。以上の積立てに配当を行つた後、利益金の残額は全額国庫に納付することとなつてゐる（注）。

（注）1955年度利益金処分

利 益 金	358.6 百万 リラ	
普通積立金	71.7	（ 利益金の20% ）
特別積立金	71.7	（ " ）
配 当 金	30.0	（ 資本金の10% ）
国庫納付金	185.1	"

イタリア銀行定款

1936年6月11日付勅令第1067号により承認、1948年4月19日付共和国大統領令第482号により修正

第1章 イタリア銀行の設立および資本金

第1条 イタリア銀行は、1936年3月12日付法律第375号による公法上の機関とする。

イタリア銀行は、銀行業を営み、銀行券を発行することをうるものとし、唯一の発券銀行として法律の定めるところにより、法律の定める限度内において銀行券を発行する。

新制度によるイタリア銀行は、1893年8月10日付法律第449号により創立された機関のすべての債権、権利、特権、負債、義務および契約を引継ぐものとする。

第2条 イタリア銀行は、統轄本部をローマに置く。その他店舗は支店、事務所および出張所に区分する。

支店はアンコーナ、パーリ、ボローニヤ、フレンツエ、ジェノヴァ、リボルノ、ミラノ、ナポリ、パレルモ、ローマ、トリノ、トリエステ、およびヴェネツィアの各都市に置く。

支店を置かない各県の県庁所在地には、事務所もしくは出張所を置かなければならない。

支店、その他の店舗に関する本定款の規定を変更する場合は、理事会および財務省の承認を要する。

第3条 イタリア銀行の資本金は3億リラとし、これを1口1千リラの出資証券に分つ。

出資証券は記名式となし、出資は下記機関に限るものとする。

- a) 貯蓄銀行
- b) 公法銀行および特別銀行
- c) 社会保証金庫
- d) 保険会社

出資証券は、理事会の事前の同意を得た場合に限り、かつ前項に定める機関相互の間においてのみ譲渡することができる。

第4条 出資証券は、理事会の定める書式により、イタリア銀行統轄本部より交付する。第3条末項による出資証券の譲渡には、出資証券に係り人の裏書をなし、この裏書を確認した公証人の署名を得なければならない。譲渡出資証券はイタリア銀行統轄本部に提出することを要し、イタリア銀行統轄本部は、これにより新たに譲受人名義の出資証券を交付する。譲受人は譲り受けた出資証券をイタリア銀行に提出した後においてのみ、出資者としての権利を行使することができる。

第2章 イタリア銀行の組織

第5条 イタリア銀行の機能は、次の諸機関によつて行われる。

- a) 出資者総会
- b) 理事会および理事委員会
- c) 総裁、総支配人および副総支配人

1. 出資者総会

第6条 通常出資者総会は理事会により招集され、毎年5月31日以前にローマにおいて開催するものとする。理事会は通常出資者総会を招集するため、少なくとも開催日の15日以前にその通知を発しなければならない。出資者総会の議長には総裁が当る。

出資者総会出席者は、総会の少なくとも3か月前から100口以上の出資証券を所有する出資者に限る。

出資者総会における議決権は出資証券にいかなる条件を付し、また出資証券がいかなる者によつて所有されるとを問わず、登録された出資者に属するものとする。

第7条 通常出資者総会の議事日程は理事会がこれを作成する。ただし議事日程には必ず貸借対

照表の承認、および監事ならびに2名の代理の任命に関する事項を含むものとする。

また、少なくとも3か月前から5,000口以上の出資証券を所有する者、もしくは数名で上の条件を満たす出資者により3月以降理事会に提出された提案は、すべて議事日程に採択されなければならない。

総会開催の日時および議事日程は、開会日の少なくとも15日前にイタリア共和国官報に公告し、かつ出資者あて通知しなければならない。

第8条 総会に出席の資格を有する出資者は、出資証券500口までは100口につき1票、500口以上は500口ごとに1票の議決権を有する。ただし、この場合少なくとも3か月前からの出資者であることを要する。

総会に出席する資格を有する出資者は、法定の代表者またはイタリア銀行の理事会および監事會に利害関係を有せず、かつイタリア銀行支店長、事務所長または出張所長の承認の署名ある特別の書式による委任状により、特別に委任された者であることを要する。

出席者はすべて2名を越える出資者を代表することはできない。法定の代表者として、もしくは特別に委任された者として、あるいはこの両者をかねる者として出資者総会に出席する者は、いかなる場合においても50票以上の投票権行使することはできない。

第9条 出資者総会は、出資の総額がイタリア銀行資本金の10分の1以上を代者する30名以上の法定の代表者、または特別に総会出席を委任された者の出席がある場合に成立する。

出席者数および出席者の持分の総額が前項の所定数に達しない場合は、第1次招集の日から少なくとも8日以後15日以内に出資者総会を再招集するものとする。第2次招集においては、出資者総会は出席者の出資額または出席者数のいかんにかかわらず成立する。

第2次招集を要する場合、出資者総会の延期は、第1次招集と第2次招集との間に官報に公告するものとする。ただし、第2次招集なる旨を明らかにすべきものとする。

出資者総会議長は、もし議事日程が所定の日に

審議を終らない場合には、会期を1日延長することができる。

前項により延長された出資者総会において、出席者が法定数に達しない場合にも、前日に採択された決議事項は有効とする。議事日程に記載された審議未了の事項に関しては、本条に定める定数不足による総会再招集に関する諸方式に基き、新たに招集の手続を取らなければならぬ。第2次招集の出資者総会においては、第1次招集の出資者総会の議事日程において審議未了に終つた事項以外の決議を行うことはできない。

第10条 決議は多数決による。

第11条 議事日程に記載されていない事項は、出資者総会で討議することはできない。ただし、出資者総会は次期出資者総会の議事日程にそれを加えることを提案し、決議することができる。

第12条 理事会の決定または監事、もしくは3か月前から20,000口以上の出資証券を代表する出資者の請求がある場合には、通常出資者総会のほか、通常出資者総会と同様の方式および規定に基き、臨時出資者総会を招集することができる。理事会は前項の請求がなされた日から30日以内に臨時出資者総会の議事日程を作成し、またその請求がなされた日から2か月以内に会議を開催するものとする。

臨時出資者総会の議事日程は理事会により作成される。ただし、この議事日程には、監事および出資者の提案事項が記載されなければならない。

第13条 出資者総会の議事録は公証人に寄託され、総会の後1か月以内に総会議長および総会により任命された2名の出資者代表により署名されなければならない。

第14条 支店における出資者総会は、各支店より選出すべき理事の任命および改選の目的のために、毎年第6条、第7条、および第8条の条件ならびに手続に基き理事会により招集される。支店出資者総会は、法定の代表者またはその代、理人により、資本金の20分の1を代表する少なくとも15名の出資者が出席する場合に成立する。

支店出資者総会の議長には当該支店の審議会議長が当り、同議長不在の場合は先任者中の最年長者である審議員がこれに當る。

事務局の事務および総会議事録の記録事務は審議会書記、同書記不在の場合は総会議長の指名する総会出席者中の1名がこれに當る。

任名されるべき理事の数が理事会定員の半数に達する場合には、理事の任命は前各条に規定する手続に従い、ローマで開催される統一出資者総会に付託されるものとする。この出資者総会においては各支店ごとに別個に投票を行うものとする。

第15条 支店出資者総会において出資者の出席数または出席者の持分の総額が規定の額に達しない場合は、第9条の規定に従うものとする。

第16条 ローマおよび各支店の出資者総会における任命選挙は、秘密投票により行われるものとする。任命は多数決による。

2. 理 事 会

第17条 理事会の構成は次のものによる。

総 裁

各支店ごとに支店出資者総会において任命する理事12名。フィレンツェおよびリボルノ支店に限り両支店で1名の理事を任命するものとし、支店出資者総会はフィレンツェ支店において合同で行われるものとする。

理事の任期は3年とし、再選を妨げない。理事は毎年3分の1改選するものとし、最初の2か年は抽籤により、その後は先任順位により行われる。

前項の抽籤により退任した理事は再選を妨げない。

総支配人は理事会の会議に出席するが、総裁を代理する場合を除き発言権のみを有するものとする。

副総支配人は事務長となる。

総裁、理事、総支配人、副総支配人はイタリア市民であることを要する。

第18条 理事会は総裁を議長と、ローマにおいて開催する。

理事会は毎年開会当初に理事委員会の委員4名

を互選する。

理事委員会は総裁を議長とし総支配人もこれに出席する。ただし総支配人は発言権のみを有するものとする。

副総支配人は理事委員会の事務長となる。

任期満了の理事委員会委員は再選を妨げない。理事会の会合は定期および臨時に開催されるものとする。定時会合は総裁の招集により3ヶ月ごとに定期的に行われるものとし、臨時会合は総裁が必要と認めた場合、または理事会の少なくとも3名以上の理事により理由を付して請求がある場合隨時開催される。

理事会は総裁もしくはその代理人を除いて少なくとも7名以上の理事の出席により成立する。

理事会の決議は多数決による。総裁もしくはその代理人は、賛否同数の場合にのみ投票する。投票は人事に関する場合は秘密投票とし、他の場合は公開投票とする。

理事委員会は総裁の招集により毎月1回定期的に会合するものとする。前項の規定は理事委員会にも適用される。

第19条 理事会は総裁、総支配人、および副総支配人の任免を行う。

前記の任免を行うための理事会は臨時に招集されるものとするが、その招集は総支配人および副総支配人の任免を行う場合は総裁、また総裁の任免を行う場合は先任者中の最年長者である理事によつて行われる。

総裁の任免に関しては前項の先任理事が理事会の議長となり、決議は総裁を除き理事会定員の少なくとも3分の2の出席があり、かつ出席者の少なくとも3分の2の賛成投票によつて行われなければならない。

総支配人および副総支配人の任免に関する決議は、理事会定員の少なくとも3分の2の出席があり、かつ出席者の少なくとも3分の2の賛成投票によつて行われなければならない。

前諸項に定める事項を審議するため開催される臨時理事会は、総裁を除き理事会定員の少なくとも3分の2により書面をもつて請求があつた場合に、総裁または先任理事はこれを招集しなければならない。招集は上の請求があつた日か

ら20日以内に行わなければならない。

本条に定める任免は共和国大統領令により承認されることを要し、このため閣議の議長は財務大臣の同意を得た後、閣議の意見を徵して大統領令公布を申請するものとする。

第20条 理事会はイタリア銀行の運営全般を管掌する。

理事会は法律および規定の定めるところにより下記の事項を行う。

- (1) 銀行券、手形、小切手の様式および図柄の決定。
- (2) 銀行券の製造、発行、および回収銀行券、流通廃止銀行券の廃棄に関する決定。
- (3) イタリア銀行事務例規の制定。
- (4) 支店および事務所に対する毎月の資金割当。
- (5) 国内および海外のイタリア銀行取引先の指定。
- (6) イタリア銀行内規の制定。
- (7) 金庫に収納しない有価物を安全に保管するための特別金庫を設置し、その業務運営を規制すること。
- (8) 中央金庫管理規定の制定。
- (9) 職員厚生基金の業務を規制し、その円滑な機能遂行に必要な金額を決定すること。
- (10) 支店の審議員および事務所の評議員の員数の決定。
- (11) 人事規則の決定、職員の俸給の決定、および職員の任免。
- (12) 審議員および評議員の任免。これらの者の中から検査役および金庫開閉事務担当者を決定の上、監事会对しその旨を通告すること。
- (13) 現金出納係およびその他現金関係事務に責任ある職員に関する身分保証の決定、またはその保証の解除の決定。
- (14) 幹部職員の保証の解除の決定。
- (15) 毎年の貸借対照表および損益計算書の検査および承認を行い、これを監事に提出し、さらに最終的承認を得るため出資者総会に提出することの決定。監事の報告書を徵した後、配当および出資者に分配

する配当の一部払の決定。

- (16) 300万リラを越える不動産取引、1,200万リラを越える債権に関する取引、約定および譲渡の承認。またその重要性にかんがみ、総裁が理事会の承認を必要と認めるすべての契約および法的行為の決定。
- (17) 第25条および第27条に規定する条件のもとに、信用が完済されない場合におけるイタリア銀行のために登録された抵当権の解除、一部解除、制限、および第三者のためにする代位の審議。
- (18) 第2条に定める事項の決定。
- (19) その他出資者総会の権限として明確に規定されておらず、したがつて、総裁が出資者総会に付議することを留保したすべての事項の決定。

第21条 理事会または理事会に付随する機関の決議の議事録およびその抜萃は、総裁またはその代理人および事務長がこれを確認するものとする。

第22条 理事委員会は総裁の要求に基き、特に重要な問題に関し意見を具申し、また必要の場合には、その問題に関する理事会への提議案について意見を述べるため招集される。

前項のほか、理事委員会は総裁の管轄事項に関し、総裁が理事委員会に付議するを適当と認めるものにつき決定を行うことができる。

理事委員会は、理事会が基本方針を決定した事項および理事会から付託された特別権限の施行について必要な措置をとることができる。

3. 監事および検査役

第23条 監事は5名とする。

検査役は各支店および事務所について4名以上置くことはできない。

監事は全員一体として、統轄本部においては直接、各支店および事務所においては直接もしくは検査役を通じて、法律および本定款ならびに一般規程が正当に遵守されているか否かに関し、イタリア銀行の業務運営を監督する。

監事は各支店および事務所の現金および有価証券を確認し、またその職責に属する業務運営の

監督を行うため、常に検査役と連絡を保つものとする。

監事は営業報告書、貸借対照表および損益計算書を監査し、毎年の配当の支払、および配当の一部払に關し意見を述べる。

監事は理事会に出席することができる。

監事は監査報告書を作成し、または検査役から検査報告書の提出を受けたときはこれを総裁に報告する。

監事はその支出について補償されるものとし、さらに毎年出資者総会により定められる一定の俸給を受ける。

第24条 検査役は任命された各支店および事務所の業務状態を常に把握し、半期ごとに貸借対照表を検査する。

検査役はその職務上、必要と認める報告を支店長、事務所長をして提出させることができる。検査役は監事の要求に基き、帳簿、有価証券および現金の検査を行うことができる。この検査は必ず3か月に1回、少なくとも2名の検査役により完全に行われなければならない。

検査役は銀行に有益と考えられる提案および意見を総裁に報告するため、報告書を監事に提出するものとする。ただしこの場合、同時に支店長および事務所長に対し、なお支店においては審議会に対しても同報告書写を送付するものとする。前項に関連し、各支店、事務所は検査役が必要と認めた指摘事項を記録するため適宜の記録書を備えるものとする。

4. 総 裁

第25条 総裁はすべての行為、取引につき、また裁判上、第三者に対してイタリア銀行を代表する。総裁はイタリア銀行を代表して署名する。総裁は支店および事務所に割当てられる毎月の資金について諸業務部門別の配分を行う。総裁は国債および外国為替に関する取引の条件を規定する。

総裁は財務大臣に対し割引利率および貸出利率の変更に関する提案を行う。

総裁は特別の場合、支店および事務所に対する毎月の割当資金を増減する権限を有する。ただ

しこの場合、総裁はその後の最初の理事会にこれを報告すべきものとする。

総裁はイタリア銀行の職員、支店の審議員および事務所の評議員の任免について理事会に提案する。

総裁は幹部職員の昇進を規制し、支店長、事務所長および出張所長を任命する。またこれら職員の配属および転任を決定する。

総裁はイタリア銀行のため、また銀行の健全な業務の遂行のため有益と認められるあらゆる提案を理事会に行う。ただしその提案に対する決定は、理事会の権限に属する。第20条第19号所定の権限を除き、本定款において特に理事会および理事委員会の権限に属することを規定していないものは、すべて総裁の権限に属するものとする。

総裁は第三者および担保保管者に対し、第20条第17号所定の場合を含むすべての場合において、抵当権および質権の解除、順位の変更、一部解除、制限、付記事項の記入、および代位、その他抵当権についてのあらゆる手続に関し、いかなる制限および条件をも伴うことなく承認することができる。

第26条 総裁は理事委員会と協力し下記事項をつかさどる。

- a) 最高 1,200万リラまでの信用の契約および供与を承認し、理事会に通告すること。
- b) 支店および事務所から提案された特別の業務に関する決定を行い、これを理事会に通告すること。

5. 総支配人副総支配人

第27条 総支配人は銀行の通常業務上の行為関し銀行を代表して署名し、総裁の事前の承認ある場合には上の権限を第三者に委任することができる。

総支配人は理事会の決議事項を施行する。総支配人は理事会においては総裁を代理する場合を除き発言権のみを有する。

総支配人は支店の審議会および事務所の評議会に出席し、もしくは副総支配人を代理として派遣することができる。

総支配人は第25条に規定する場合を除き、統轄本部、支店および事務所における職員の昇進およびその配置をつかさどる。

総支配人は第20条第16号に定める場合につき、理事会の許可もしくは承認があつた場合、および第26条(a)に定める承認を得た場合は当該契約を締結する。総支配人は銀行の幹部職員もしくは職員をして上記行為を代行せしめることができる。

総支配人は何ら事前の許可なしにイタリア銀行の保有する登録公債の譲渡および交換を承認することができる。また登録公債およびその他の政府証券の上にイタリア銀行のために設定された質権および抵当権の解除を承認することができる。

総支配人はイタリア銀行の信用が完全に弁済された場合には、その信用のために設定された抵当権の解除もしくは質物の返還および第三者のためにする代位を承認する。また総支配人は信用が一部弁済された場合には、それに応じて当該信用のために設定された抵当権の順位変更、一部解除もしくは制限、質物の一部返還および一部代位を承認することができる。

総支配人は第三者および担保保管者に対し、第20条第17号に定める場合を含むあらゆる場合に、いかなる制限および条件を伴うことなく抵当権および質権の解除、順位の変更、一部解除、制限付託事項の記入ならびにその他抵当権についてのあらゆる手続を承認することができる。

第28条 総支配人は総裁が不在もしくは事故ある場合は、総裁に属するすべての職権を総裁の責任において代行するものとする。

総支配人の署名は第三者、担保保管者、公債管理機関およびその他官公庁に対し、総裁の不在もしくは事故を証明するものとする。

第29条 副総支配人は総支配人の職務の執行を補佐し、総支配人の不在もしくは事故の場合に総支配人の職務を代行する。また総裁および総支配人が同時に不在の場合には総裁の職務を代行する。

副総支配人の署名は総支配人の不在もしくは事故を証明するものとする。

6. 支店の運営

第30条 各支店には審議会を置く。

審議員はその地方の経済に関する経験と識見を有する者の中より選び、その数は各支店業務の重要性に応じてそれぞれ7名ないし14名とする。

支店長は審議会に出席し、かつ議決権を有する。審議員は総裁の呈出する2倍の候補者名簿の中から理事会により任命され、任期6年とする。審議員の半数は3年ごとに改選される。審議員は再選を妨げない。

支店出資者総会により任命された理事会の理事は第2項に定める審議員のほかに同人が選出された当該支店の審議員たるものとする。

各支店の審議会は毎年審議員の互選により議長1名、事務長1名を任命する。議長および事務長は再選を妨げない。

第31条 審議会は毎月1回定期的に開催するものとするが、議長がその裁量により必要と認めた場合、もしくは3名の審議員の要求がある場合には隨時開催される。

審議員の出席が検査役の職務を担当する審議員を除き在職者数の過半数に達しない場合はいかなる決議もすることはできない。

検査役の職務を担当する審議員は審議会において発言権を有するにとどまる。

決議は投票者の過半数得票により成立する。賛否同数の場合は議長もしくは議長を代理する者の投票により決定する。

人事に関する投票は秘密投票とする。

第32条 審議会は本款の定める範囲内において支店の運営をつかさどり、割引委員会の業務、毎日の金庫の開閉、営業業務の検証を行う。審議会は必要な日常業務処理規程を定める。

審議員は毎日交代で金庫の開閉をつかさどるものとし、金庫の3個の鍵の中の1個が委ねられる。交代の場合、鍵の引継ぎは本人が直接手交して行うものとする。

審議会は統轄本部の命令および指導事項が遵守されているか否かを監督する。

審議会は当該支店の毎月の諸勘定および半期の

貸借対照表を精査する。

審議会は支店の経常支出の見積書を総裁に提出する。

審議会は支店における債務者との取引および契約に関する提案を審査し、その採否を審議する。審議会は当該支店およびイタリア銀行に有益であると判断される諸措置に関し、理事を介して総裁および理事会に意見を具申することができ、

イタリア銀行職員もしくは割引委員会委員の署名を有する手形に関しては、第33条第3項および第4項の規定を準用する。

第36条 評議員は年2回評議会を開催し半期ごとの貸借対照表を検査、確認する。

該評議会は事務所長を議長とし、少なくとも2名の検査役の職務を担当する評議員の出席を要する。

事務所長は評議員の意見を徵した後、事務所における債務者との取引および契約に関し総裁の承認を求めるものとする。

検査役の職務を担当する評議員は金庫の開閉をつかさどる。このため担当評議員は順次に金庫の3箇の鍵の中1箇を委ねられる。交代の場合の鍵の引継は関係評議員が直接手交して行うものとする。

8. 支店長および事務所長

第37条 イタリア銀行の支店、事務所の業務運営は統轄本部の指揮監督の下にそれぞれ各支店長および事務所長により統轄され、特に支店においてはさらに当該支店審議会の監督をも受けるものとする。

支店長および事務所長は訴訟上の行為および支店もしくは事務所のすべての行為および取引に關し、何ら特別の委任を受けることを要せず、第三者に対しイタリア銀行を代表する。ただし第27条に定める抵当権の手続上担保保管者との取引をなす場合は総支配人の委任を要するものとし、かつ第20条に定める理事会の事前の決定を要する場合を除く。

支店長および事務所長は支店においては審議会、事務所においては評議会と協議の上、統轄本部に対しイタリア銀行と債務者との取引および契約に關し提議する。

支店長および事務所長は取引契約書、証書類、銀行小切手、支払指図書、領収書、裏書に署名し、また当該支店、事務所における取引の担保またはその債権の保証として支店長、事務所長の資格において自己名義で登録され、もしくは銀行名義で登録された記名証券の譲渡に際し署名する。支店長および事務所長は総支配人の事

7. 事務所

第34条 事務所には事務所長1名および評議員数名を置く。

評議員は4名以上10名以内とし、任期は2年とする。評議員は総裁の提案する2倍の候補者名簿の中から理事会により任命され、その半数が毎年改選される。

評議員の員数が奇数の場合は最初の年に少部分につき改選するものとする。

評議員は再選を妨げない。

第35条 事務所割引委員会は検査役の職務を担当する評議員を除き交代で任命される2名の評議員および事務所長により構成され、事務所長が委員長となる。事務所割引委員会は割引のため事務所に提出される手形につき割引承認の可否を決定する。

事務所長および評議員1名の同意のない手形はいかなるものも割引くことはできない。

前の承認を得た場合は、自己の責任において出納係もしくはその他の職員に上記署名権の一つを委任することができる。

支店長および事務所長は総支配人の指示に従い、それぞれの支店、事務所に割当てられた資金額の各業務別配分を行う。

第38条 支店長の不在もしくは不時の事故ある場合、支店次長が置かれていない支店にあつては、その支店の審議会議長もしくはその代理は自らまたは他の1名の審議員に委任して臨時に支店長の職を代行し、直ちにその旨を総裁に報告するものとする。

前項のごとき事態が次長を置かない事務所において生じた場合は、最先任現職評議員が前項同様臨時に事務所長の職を代行し、直ちにその旨総裁に報告するものとする。

第39条 総裁はあらゆる場合監督役もしくはその他のイタリア銀行職員に対し支店、事務所の統轄を臨時に委任することができる。

支店長、事務所長の職を臨時に代行する審議員、評議員、総裁から委任された職員および支店もしくは事務所次長は支店長、事務所長の権限を有するものとする。

9. 出張所

第40条 出張所は理事会の指定する支店もしくは事務所に属する。ただし理事会は特別の事情ある場合は例外的に直接統轄本部に属する出張所を臨時に認めることができる。

出張所の運営機構および業務規程は総裁の提案に基き理事会が定める。

出張所の統轄には1名の出張所長がこれに当る。

第3章 イタリア銀行の業務

第41条 イタリア銀行は次の業務を行うものとする。

- (1) 1936年3月12日付法律第375号および同改正法により登録された公私の金融機関に対し法令の定めるところによる手形の再割引。
- (2) 国庫債券、法律により設立された一般倉

庫および保税倉庫の発行する倉庫証券、イタリア銀行貸付担保適格証券の利札の割引。

- (3) 法律により定められた手形、有価証券および商品を担保とする貸付。
 - (4) 政府発行または政府保証証券による資金運用。
 - (5) 為替手形および小切手の振出。
 - (6) 金地金、金貨、外国為替、外国小切手の売買、ならびに金と交換可能な通貨国における当座預金勘定または一流証券によるこれらものの運用。
- ただし銀行券およびその他一覧払債務の保証として保有する金地金、金貨、外国為替およびイタリア銀行の対外債権については別個に考慮されねばならない。これらは上記保証以外の目的の取引の対象とすることはできない。

第42条 イタリア銀行はなお下記の事項を行うことができる。

- (1) 保管、管理またはその他の契約による保護預り。
- (2) 一覧払または期限付の利付もしくは無利子当座勘定の受入れ。
- (3) 統轄本部、支店、事務所および出張所の営業用として、またはイタリア銀行職員年金基金の運用、もしくはイタリア銀行職員退職手当積立金の投資の目的で不動産を建造し、または購入すること。
- (4) イタリア国内および国外を支払地とする手形を個人および法人のために取立てること。一般に第三者の危険において、その勘定のための事務を行うこと。

第43条 イタリア銀行は特別の取決めに基き、県金庫の事務を行い、また理事会により定められた条件に従い国庫勘定事務を行うことができる。

第44条 イタリア銀行は現存の手形交換所およびイタリア銀行の同意により将来設立される手形交換所の事務を行う。

イタリア銀行は手形交換所において手形交換決済じり立替払操作を行うことができる。

業務規定

第45条 第41条(1)に定めるところにより再割引する手形は再割引の日から4か月以内に満期が到来し、かつ2名以上の支払能力確実な者の署名があることを要する。

第41条(2)に定めるところにより割引く国庫証券、貸付担保適格証券の利札および倉庫証券は割引の日から4か月以内に期限の到来するものに限る。

第46条 第41条(1)および(2)の業務を行うには第33条および第35条に定める割引委員会の承認を要する。

第47条 イタリア銀行の支店、事務所のない地域を支払地とする手形は、理事会により指定されたイタリア銀行のコルレス先に取扱のため送付することができる。

第48条 貸付は2通の正本契約書によつて行い、各契約書には法律に定める期間内の貸付期限および本定款に準拠して行われる旨を記載するものとする。貸付に対しては1942年3月16日付法律第267号、第67条第3項に基き破産処分を受けた場合でも、その求償、支払および保証の取消に関する規定は適用されないものとする。

イタリア銀行に担保として差入れられた有価証券類もしくは商品はその担保設定の目的のいかんを問わず、当該担保を設定した個人もしくは会社に対し、イタリア銀行のすべての利益または権利を保証するものとする。

貸付の担保となる商品の担保価格の評価は、イタリア銀行の指定する専門鑑定人により確認されなければならない。

第49条 貸付を依頼する者はその貸付を行うイタリア銀行の店舗のある都市に住居を有するが、もしくは住居を選ばなければならない。

第50条 貸付を受けた者は契約書に記載された期限内に返済を行う義務を負うものとする。差入担保価格と貸付額は常に少なくとも15%の差額を有するものとする。

担保として差入れた有価証券または商品の担保価格が変動し、前項に定める差入担保価格と貸付金額の差額の最少限に2分の1以上の減少を

生じた場合は、担保差入者はその担保価格の減少に応じて追加担保を差入れるか、借入金の一部を返金しなければならない。また貸付金額と担保価格に十分な余裕が存する場合には、貸付金の減少に対応して担保の返戻を受けることができる。

差入担保価格が減少し債務者が前項に定める義務を履行しない場合は、イタリア銀行は法律手続に従つてこれを遅滞に付し、その旨契約書に記載された住所に対して通告し、遅滞に付してから5日後は担保有価証券または商品の全部もしくは一部をいかなる条件を伴うことなく売却処分することができる。

第51条 貸付の返済期日を2日経過し、なお債務者が返済義務を履行しない場合は、何時たりともイタリア銀行は法律手続に従つて遅滞に付し、契約書に記載された住所に対してその旨通告し遅滞に付してから5日後は担保有価証券または商品の全部もしくは一部をいかなる条件をも伴うことなく売却処分することができる。外国債券を売却する場合、イタリア銀行は海外コルレス先を通じて売却することができる。前諸項に定める処分はイタリア銀行に認められているその他の方法による処分の実行を排除し、または停止せしめることはない。また前諸項に定める処分を行わない場合もイタリア銀行に何らの責任を生ずることなく、かつイタリア銀行の債権および特権をそこなうことはないものとする。イタリア銀行は売却処分により生ずる収入を元金の返済、利息およびその他の費用の支払に充当し、債務者に対しては売却処分による充当徵収金額を通知する。売却処分を行つた後なお不足がある場合は、債務者は2日以内に不足額を入金しなければならない。反対に余剰を生じた場合は、イタリア銀行は債務者に対し第53条に定める場合を除き剰余額を返済する。

第52条 手形交換決済じり立替払操作は手形交換所において、同所に預託された当該操作のための貸付を承認された証券について行う。

手形交換決済じり立替払操作は毎翌日決済するものとし、いかなる場合も4日を越えて繰り延べることはできない。

決済不能の場合にはイタリア銀行は民法第2797条を適用し、イタリア銀行に預託された証券を売却し、その売却金額を債権および売却の日までの利子の補償に充てることができる。

次条の規定は手形交換決済じり立替払操作のために預託された証券についてこれを適用する。

第53条 イタリア銀行のために設定された抵当はその名目のいかんにかかわらず、当然全額についてイタリア銀行の直接間接のあらゆる債権の抵当に充てられるものとし、当該債務者の設定した抵当であると否とにかかわらず、かつ当該取引以前または以後に設定されたものであるを問わないものとする。

第4章 貸借対照表、損益計算書、準備金

第54条 イタリア銀行は毎年貸借対照表および財産目録を作成する。

イタリア銀行はまた毎事業年度の損益計算書を作成する。

利益金は普通業務および特別業務から生じた年間の利益ならびに消却済延滞貸付の回収金より成る。

支出は経常経費、地金買入費、銀行券発行諸経費、法律に定められた諸税金およびその他負担金、毎年理事会で定める範囲内における公共事業に対する支出より成る。

可処分純益金の算定における支出には前項の支出費目に当該年度の未払金、必要な償却費および類似の負担ならびに理事会が数年度に分割するを適當と認める支出の当該年度の負担額を含むものとする。

承認された貸借対照表上の純益金はその20%を限度として理事会が普通準備金を逐次増加するため適當と認める積立額を控除した後、資本金の6%までの金額を配当金として出資者に交付する。

純益金の残額は常に理事会の提案に基き、財務大臣の承認を経て純益金総額の20%を越えぬ範囲で特別基金および特別準備金の積立に充てることができる。上記積立を行つた後の純益金残

額は、配当金増額のため資本金の4%を越えぬ額を出資者に追加分配することができる。

なおその後の純益金の残額は1935年9月5日付法律第1647号に基く1936年12月31日付省令第3条により国庫に納付するものとする。

損失の補填もしくはその他の理由で通常積立金が減少した場合には第56条に規定するものを除き、できる限りすみやかにこれを補填しなければならない。

第55条 準備金は財務大臣の承認の下に、理事会の定める条件および規定に基き使用される。

準備金の運用による利益金は準備金の増加に充てられる。

第56条 準備金の運用により生じた毎年の利益金は理事会の提案に基き、通常出資者総会の承認を経て、前年度の出資者総会で承認された貸借対照表に計上された当該準備金の4%を越えない金額を出資者の出資額に応じ、第54条に定める配当に加え出資者に配分することができる。

第57条 損益計算書は毎年4月15日までに年次貸借対照表とともに監事に提出しなければならない。理事会は監事の報告書の提出を受けた後、その損益計算書に基き利益金の処分出資者に対する配当および出資者総会による貸借対照表承認後における配当金の支払について決定する。

第58条 毎年7月中に総裁は理事会に対し上半期の損益計算書を提出しなければならない。理事会は同計算書に基き監事の承認および財務大臣の同意を得た後、出資者に対する配当の一部払の支払を決定することができる。

第5章 エチオピア帝国、植民地およびその他領土におけるイタリア銀行の機能

第59条 イタリア銀行はエチオピア帝国、イタリアの植民地およびその他領土に店舗を設置することができる。

これら店舗は特別の取締規定によつて管理され、それぞれの管轄地域の経済に関し最も適切と認められるあらゆる業務を行うことができる。これら店舗には基金が与えられる。またこれら

店舗は特別の準備金を持つ。

第60条 総裁の提案により理事会が決議し、この決議が移民大臣および大蔵大臣の同意を得て総理大臣により承認された場合は、イタリア銀行は植民地店舗の貸借を集中する植民地独立機関としての業務を行うことができる。

第6章 一般規定

第61条 総裁、総支配人、副総支配人、役職員、支店長、事務所長およびその他すべての職員は、他の金融機関に所属すること、商取引を行うこと、株式取引業務を行うこと、会社の役員、支配人または監事となること、合名会社に参加することおよび合資会社の責任者となることはできない。ただし理事会はイタリア銀行にとつて利益となると認められる場合に限り、会社その他企業の役員に限り前項規定の例外を認めることができる。

理事会は係長もしくはそれと同等の職階を越えない職員に限り、他の会社または機関の監事となることを前項同様認めることができる。

第62条 上院議員および下院議員ならびにその他政治活動に従事することを職とする者はイタリア銀行の理事となることはできない。

1936年3月12日付勅令第375号第5条および第41条に記載された機関(訳注—金融機関および貯蓄信用閣僚審議会)およびその他一般に授信業務を行う機関の経営者、監査役、支配人および職員は前項同様、出資者総会の指名によりイタリア銀行の理事となることはできない。

前2項の規定は本定款第20条第12号により理事会がその任命権限を行使する場合にも適用するが、この場合の適用範囲は行政機関およびその他公私のあらゆる企業の幹部および職員にも及ぶものとする。

第63条 支店の審議員および事務所の評議員は、任命された店舗と同一市町村または少なくとも同一県に居住していなければならない。イタリア以外の地を出生地とする者は少なくとも三年以上イタリアに居住しているものでなければならない。

第64条 イタリア銀行職員および雇員は、イタリア銀行およびイタリア銀行と第三者との関係に関するあらゆる事項について厳重に秘密を保持しなければならない。

第65条 イタリア銀行の職員は破産、支払停止、その他民法第2382条に該当する場合は直ちにその地位を退くものとする。

第66条 イタリア銀行職員は俸給を受ける。その額は出資者総会が決定する。

第67条 下記の者は国庫債券または政府保証証券を完全かつ独立した所有権として預託時の時価において次に定める額を保有しなければならない。

一理事、総裁、総支配人、副総支配人、支店の審議員、事務所の評議員および第1級の出張の出張所評議員は出資者総会で定める額。

一事務所長以上の者は理事会で定める額。

第68条 前条の規定により保有される証券は、同条に定める者が職務に対する保証として預託したものとみなし、その者が当該職務に在任中預託されるものとし譲渡することはできない。

理事、総裁、総支配人、副総支配人、審議員、評議員の保証として預託された証券は、これらの者がその役を退いた年の貸借対照表が出資者総会で承認された後でなければ預託を解除することはできない。その他の者の保証として預託された証券は、理事会がそれらの者の退任を承認した後6ヶ月を経過しなければ預託を解除されることはできない。

貯蓄保護および信用規制法

(イタリア銀行関係条文抜萃)

1936年3月12日付勅令第375号(1937年7月17日、1938年3月7日、1938年4月7日、1940年6月10日、1944年11月14日、1946年8月23日、1947年6月17日改正)

第一章 総 則

第3条 イタリア銀行は公法上の機関とする。イタリア銀行の構成、制度および業務は本法第3章に定めるところにより改正されるものとする。

第三章 発券銀行

第20条 1893年8月10日付法律第449号により設立されたイタリア銀行は公法上の機関とする。イタリア銀行の資本金は3億リラとし、これを1口1,000リラ、300,000口に分ち、全額払込とする。公衆の預金を保護し、かつ発券銀行の機能を遂行するため出資証券は記名式となし、その所有は下記機関に限るものとする。

- (イ) 貯蓄銀行
- (ロ) 公法銀行および特別銀行
- (ハ) 社会保証金庫
- (ニ) 保険会社

第21条 イタリア銀行組織改正に伴い、1936年6月1日より現株主(訳注—イタリア銀行は当初は株式会社であった)はイタリア銀行の1935年12月31日現在の状況において各株式に帰属すべき払込資本金および準備金として、1株当たり1,300リラの償還をうけるものとする。

何らかの理由により処分し得ざる株式、または未成年者もしくは無能力者名義の株式に対する償還金は、これを処分し得る者または償還を受けるための代理人が確定するまで発券銀行に預託されるものとする。

イタリア銀行資本金を構成する300,000口の出資証券を引受けたため、1936年4月15日までに本法第20条所定の銀行および会社の間で、イタ

リア銀行総裁の司宰する組合を設立する。

貯蓄銀行は本条第1項に定める償還金額を越えない範囲まで、前記出資証券を引受けることを要請される。

残余の出資証券は第20条所定のその他銀行および会社に割当てられる。

第22条 イタリア銀行理事会は、総裁および出資者総会により任命される12名の理事により構成される。

総会には財務大臣により指令される1名の国庫の監査役(Ispettore del Tesoro)が出席する。理事の任期は3年とするが再選を妨げない。理事の改選は毎年その3分の1ずつ行うものとし、最初の2か年間は抽籤により、以後先任順序により行われる。

新理事会は1936年7月1日までに構成されるべきものとする。

理事会は第12条に定める貯蓄および信用閣僚審議会(Comitato Interministeriale)の管掌事項には干渉しない。

第23条 1936年7月1日以降イタリア銀行は銀行監督局の監督下にある公私の銀行に対してのみ再割引を行うことができる。

1936年6月30日現在なお未決済の個人取引先に対する割引業務は漸次完全に廃止されるべきものとする。

有価証券担保貸付業務は個人に対しても現行法律により続行される。本業務に関しては商法第709号の規定は適用されない。

第24条 本法に定めるところにより制定される新イタリア銀行定款は財務大臣の同意を得た後、総理大臣の提案に基き勅令により承認されるものとする。

〔付〕

イタリア銀行の金融機関監督および信用統制事務

イタリア銀行定款はイタリア銀行の中央銀行としての固有業務に関する規定で、イタリア銀行の市中金融機関監督および信用統制機能については定款には規定されていない。これらに関しては「貯蓄保護および信用規制法」およびイタリア銀行とともに金融監督機関である財務省、貯蓄および信用閣僚審議会関係の諸法規などによつており、統一的な法規は見当らない。イタリア銀行全般の理解に資するためイタリアにおける市中金融機関の監督および信用統制機関と特にこの面におけるイタリア銀行の役割をみると概要次のとおりである。

なお資料としては、ローマ銀行編の「戦後のイタリア金融制度」およびフランス大蔵省の「財政統計と研究」イタリア金融制度特輯(注)によつた。

(注) Banco di Roma, The Italian Banking System After The War.

Ministre des Finances, Statistiques & Etudes Financieres, Supplement No. 21 1954

イタリア通貨金融統制は貯蓄および信用閣僚審議会、財務省、イタリア銀行の3機関によつて行われている。

貯蓄および信用閣僚審議会は財務大臣を会長とし労働、農林、商工、貿易各大臣で構成され、通貨金融統制上の政策決定機関であり、財務省は行政機関としての通貨金融統制の最高監督官庁である。

これに対してイタリア銀行は制度的には貯蓄および信用閣僚審議会の決定事項を施行し、市中金融機関の監督の任に当ることとなつてゐる。

しかし貯蓄および信用閣僚審議会にはイタリア銀行総裁も出席することとなつており、その金融政策の決定は事実上はイタリア銀行に原案作成が要請され、閣僚審議会は形式的にイタリア銀行の提案事項の承認機能を果すことにどまると伝えられる。

したがつてイタリア銀行は、イタリアの金融政策決定に実質上大きな力を持つており、その金融機関監督および信用統制に関する管掌事項は大要次のとおりである。

(1) 金融機関の設立および店舗設置の承認。

- (2) 金融機関設立時の最低資本金の決定。
- (3) 商業銀行と貯蓄銀行または個人金融業者を合併する場合の承認。
- (4) 金融機関主脳部の身許保証金の預託。
- (5) 定時業態報告、貸借対照表、その他諸報告の徴求。
- (6) 個人金融業者の行う金融業務およびその他の事業活動に対する監督。
- (7) 預金最高金利および貸出最低金利の決定（ただし信用閣僚審議会の議決を要する）。
- (8) 各銀行業務委員会の指導（同上）。
- (9) 資金の流動性、経済界の情勢などを勘案し、各産業部門への融資比率の指示（同上）。
- (10) 積立金最低率の指示（同上）。
- (11) 運用資産と負債の比率に関する指示（同上）。
- (12) 支払準備預金の受入れ。（注）
- (13) 金融機関の健全な運営上必要と認められる措置を当該金融機関に採らせるため株主総会召集を命ぜること。
- (14) 金融機関株主総会議事録の徴求。
- (15) 金融機関引受による株式、公社債発行の承認。

(注) イタリアの支払準備預金制度は1926年に創設以来度々改正され、現在は1947年以来下記の通りとなつてゐる。

金融機関は次の諸項による金額をイタリア銀行の利付封鎖預金に預入するか、国債若しくは政府保証証券でイタリア銀行または国庫に預託するものとする。（事実上国庫への預託は行われておらず、準備金の受入れはイタリア銀行1本となつてゐる。）

- ① 1947年9月30日現在の預金残高の15%を限度とし、資本金の10倍を越える預金の20%。
- ② 1947年10月1日以降預金増加額の40%。
- ③ ただし①②の合計は預金残高の25%を越えないものとする。

なおイタリアの支払準備制度は上述のとおり預金、国債保有いずれの形でもよいこととされている関係上、支払準備預金は利付となつてゐる。現在の同預金利率は4.25%、一方国債利子は10~12か月もので4.17%であるが、預金利息には課税される関係上、金融機関の手取り利息は両者同一となる。また、この支払準備預金制度は預金の大部分を伝統的に国債に運用している貯蓄銀行には適用されない。